

「(仮称) 妙高市文化芸術基本条例」(案)
パブリックコメントの募集結果について

- 1 実施期間 令和5年4月13日(木) 8時30分から5月12日(金) 17時15分
- 2 提出された意見の件数
 - ・提出者数 2名
 - ・意見数 2件 意見を反映した件数 0件
- 3 意見概要と市議会の考え方

| No. | 意見 | 市議会の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>前文について</p> <p>前文に、「これまで培われてきた当市の文化芸術をかけがえのない財産として活かし、」とあるが、今ある文化芸術は財産的な過去のものとして捉えられる。今ある文化芸術も発展させる言葉がほしい。「活かし」を「発展させ」にしてはいかがか。</p> <p>今、活動している市民の皆様も現状より少しでも発展的なより良い文化芸術活動を出来ればと思っています。</p> <p>人間が生きていれば、必ず文化は付いてくるものです。必然的に時代が移り変われば、文化芸術も変化するものです。すべてのものを否定せず見守ってあげてください。</p> | <p>●条例(案)の変更なし</p> <p>いただいたご意見につきまして、この「活かし」の文言の中には「発展」の意味も含まれております。</p> <p>第3条(基本理念)第4項には「これまでに培われた本市の文化芸術の保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術へと発展させるよう努めるものとする。」とあるとおり、今まで以上に文化芸術に関する施策の推進が図られるよう、市議会として呼びかけてまいりたいと考えます。</p> |
| 2 | <p>基本計画(第6条)と文化芸術に関する施策の推進(第7条)について</p> <p>妙高市における伝統芸能の推進を計ることが必要と思います。妙高市には新井甚句、新井小唄、新井ばやし、八社五社、妙高音頭、妙高高原音頭、赤倉音頭、池の平小唄など、先人たちが残してくれた民謡・踊が数多くあります。</p> <p>現在、愛好者は一部の老人ばかりで、このままだと消えてなくなります。若者の参加が必要です。継続するには、小中学校の授業(体育)に取り入れて、ふるさと少年少女の民謡コンクールを開催して高めていく必要があるかと思っています。良い方法を教えてほしいと思います。</p> | <p>●条例(案)の変更なし</p> <p>いただいたご意見につきまして、第3条(基本理念)にのっとり、文化芸術に関する施策の推進が図られるうえで、市議会の中でより良い方法を検討していくとともに、行政に呼びかけてまいりたいと考えます。</p> |